

亡くなった時

被保険者（本人）もしくは被扶養者（家族）が亡くなったときは、その埋葬の費用補助として（家族）埋葬料（費）が支給されます。

対象となる埋葬

埋葬料

被保険者が業務外の事由により亡くなった場合、亡くなった被保険者により生計を維持されて、埋葬を行う方に支給されます。

※「生計を維持されていた方」とは、被保険者によって生計の全部又は一部を維持されている方であって、民法上の親族や遺族であることは問われません。また、被保険者が世帯主であるか、同一世帯であるかも問われません。

埋葬費

埋葬料を受けられる方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、埋葬料の範囲内で実際に埋葬に要した費用が支給されます。

家族埋葬料

被扶養者が亡くなったときに支給されます。

支給額

埋葬料

5万円（法定）

埋葬費

5万円（法定）※5万円以内の実費

「実際に埋葬に要した費用」とは、霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼等が対象となります。

家族埋葬料

5万円（法定）

※死産の場合、被扶養者ではありませんので家族埋葬料の対象とはなりません。

提出書類

埋葬料 被扶養者が申請する場合

- ①埋葬料（費）支給申請書
- ②事業主の証明もしくは死亡したことを証明する書類の写し
 - ・死亡診断書
 - ・埋葬許可証 等

埋葬料 被扶養者以外が申請する場合

- ①埋葬料（費）支給申請書
- ②被保険者との続柄がわかるもの
 - ・住民票原本
 - ・戸籍謄本原本 等
- ③被保険者により生計維持していたことがわかる書類
 - ・住民票原本
 - ※住居が別の場合は下記の書類等の生計維持を確認できる書類を添付してください
 - ・定期的な仕送りの事実のわかる預貯金通帳や現金書留の封筒の写し
 - ・亡くなった被保険者が申請者の公共料金等を支払ったことがわかる領収書の写し 等
- ④事業主の証明もしくは死亡したことを証明する書類の写し
 - ・死亡診断書
 - ・埋葬許可証 等

埋葬費

- ①埋葬料（費）支給申請書
- ②埋葬費用の領収書原本
 - ※費用の内訳がわかるもの
 - ※名義はフルネームのもの
- ③事業主の証明もしくは死亡したことを証明する書類の写し
 - ・死亡診断書
 - ・埋葬許可証 等

家族埋葬料

- ①埋葬料（費）支給申請書
- ②事業主の証明もしくは死亡したことを証明する書類の写し
 - ・死亡診断書
 - ・埋葬許可証 等